

さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所と
さいたま市自治基本条例検討委員会との意見交換会

〔さいたま市自治基本条例検討委員会〕
第5回議会・行政部会、市民部会

次 第

平成22年10月20日（水）午後6時45分～
さいたま商工会議所 4階 特別会議室

- 1 開 会
- 2 さいたま市自治基本条例検討委員会委員長挨拶
- 3 出席者の紹介
- 4 検討委員会の検討状況の説明
- 5 意見交換
 - (1) 各団体より活動概要、質問（事前送付）に対する回答の説明
 - (2) 意見交換
- 6 閉 会

【配付資料】

次第

席次

さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所 参加者名簿

資料1 他政令指定都市の自治基本条例の規定項目等について

資料2 事前にお問い合わせした質問事項について

資料3 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」

資料4 さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

席次

事務局(企画調整課)・(株)地域総合計画研究所

さいたま市自治基本条例検討委員会

細川 小林 栗原 小野田 堀越 渡邊 湯浅 三宅

内田 古屋 中津原 福島 遠藤 歌川 中田

染谷

渋谷様 堀田様 遠藤様 江原様 平田様 鳥井様

荒井様 中館様 青羽様 飯塚様

さいたま商工会議所青年部

埼玉中央青年会議所

さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

(H22. 10. 20現在)

No.	区分	役職	氏名	団体・大学
1	公募による市民	議会・行政部会 副部会長	歌川 光一	
2			内田 智	
3		副委員長	遠藤 佳菜恵	
4			小野田 晃夫	
5			栗原 保	
6			小林 直太	
7			高橋 直郁	
8			中田 了介	
9		市民部会副部会長	古屋 さおり	
10			細川 晴衣	
11			湯浅 慶	
12			渡邊 初江	
13	関係団体の代表者		伊藤 巖	さいたま市自治会連合会会長
14		議会・行政部会 部会長	染谷 義一	さいたま商工会議所
15		副委員長、 市民部会部会長	中津原 努	都市づくりNPOさいたま副理事長
16			東 一邦	さいたまNPOセンター理事
17	識見を有する者		富沢 賢治	聖学院大学大学院政治政策学研究科教授
18		委員長	福島 康仁	日本大学法学部教授
19			三宅 雄彦	埼玉大学経済学部教授
20			吉川 はる奈	埼玉大学教育学部准教授

敬称略

※網掛け有：議会・行政部会
網掛け無：市民部会

さいたま商工会議所青年部及び埼玉中央青年会議所

参加者名簿

さいたま商工会議所青年部

役職	氏名
会長	堀田 敏広
副会長	遠藤 哲夫
専務理事	渋谷 佳孝
関東ブロック大会実行委員会 実行委員長	中舘 達司
地域振興特別会議 統括議長	荒井 理人

埼玉中央青年会議所

役職	氏名
監事	青羽 章仁
前理事長	江原 大輔
副理事長	鳥井 義兼
専務理事	平田 貴久
常任理事	飯塚 孝志

敬称略

他政令指定都市の自治基本条例の規定項目等について

1 規定項目（川崎市及び新潟市の例）※他政令指定都市では、静岡市、札幌市、北九州市が制定済み

2 規定内容（新潟市自治基本条例より）

川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1 施行)	新潟市自治基本条例 (H20. 2. 22 施行)
前文	前文
第1章 総則	第1章 総則
第1条 目的	第1条 目的
第2条 位置付け等	第2条 定義
第3条 定義	第3条 条例の位置付け
第4条 基本理念	第4条 自治の基本理念
第5条 自治運営の基本原則	第5条 自治の基本原則
第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等	第2章 各主体の責務等
第1節 市民	第1節 市民
第6条 市民の権利	第6条 市民の権利及び責務
第7条 市民の責務	第7条 法人等の社会的責任
第8条 事業者の社会的責任	
第9条 コミュニティの尊重等	
第2節 議会	第2節 議会
第10条 議会の設置	第8条 議会の役割及び責務
第11条 議会の権限及び責務	第9条 市民に開かれた議会
第12条 議員の責務	第10条 議員の役割及び責務
第3節 市長等	第3節 市長等
第13条 市長の設置	第11条 市長の役割及び責務等
第14条 市長等の権限、責務等	第12条 職員の責務
第15条 行政運営の基本等	
第16条 財政運営等	
第17条 評価	
第18条 苦情、不服等に対する措置	
第19条 区及び区役所の設置	
第20条 区長の設置及び役割	
第21条 必要な組織の整備等	
第22条 区民会議	
第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等	第3章 市政運営
第1節 情報共有による自治運営	第1節 市政運営の基本原則
第23条 情報提供	第13条 市政運営
第24条 情報公開	第14条 財政運営
第25条 個人情報保護	
第26条 会議公開	第2節 参画及び協働の仕組み
第27条 情報共有の手法等の整備	第15条 情報の公開等
第2節 参加及び協働による自治運営	第16条 附属機関等の委員の公募
第28条 多様な参加の機会の整備等	第17条 市民意見の提出
第29条 審議会等の市民委員の公募	第18条 住民投票
第30条 パブリックコメント手続	第19条 協働の推進
第31条 住民投票制度	
第32条 協働推進の施策整備等	第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み
第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議	第20条 法令遵守及び倫理の保持
第33条 自治運営の制度等の在り方についての調査審議	第21条 適正な行政手続の確保
	第22条 市民の権利利益の保護
	第23条 行政評価等
	第24条 外部監査
第4章 国や他の自治体との関係	第4章 区における市民自治
第34条 国や他の自治体との関係	第1節 区における行政運営
	第25条 区における行政運営
	第2節 地域における協働の推進
	第26条 地域住民及び地域コミュニティの役割
	第27条 市の役割
	第28条 区自治協議会の役割
	第5章 国及び他の地方公共団体等との協力
	第29条 国及び他の地方公共団体等との協力

(目的)
第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会(以下「議会」といいます。)及び市長等の役割及び責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより市民自治の確立を図ることを目的とします。

(定義)
第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
(1) 市民 次に掲げるものをいいます。
ア 市内に住所を有する者
イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体
(2) 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。
(3) 市 議会及び市長等をいいます。
(4) 参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
(5) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力することをいいます。

(条例の位置付け)
第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則及び規程(以下「条例等」といいます。)を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、この条例の趣旨を最大限尊重してこの条例との整合を図らなければなりません。

(自治の基本理念)
第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。
(1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。
(2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。

(自治の基本原則)
第5条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自らを律し、並びに自主的かつ自立的に行動するとともに、次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。
(1) 市政に関する情報を共有すること。
(2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。
(3) 協働して公共的課題の解決に当たること。

(市民の権利及び責務)
第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利を有するとともに、政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができます。
2 市民は、自らの責任及び役割に基づき公共の福祉に反することなく、かつ、次世代への影響に配慮して自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき参画を通して市民自治の確立に取り組むものとします。
3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な見地から発言及び行動をし、かつ、それらに対し責任を持たなければなりません。

(法人等の社会的責任)
第7条 市内で事業活動を行う法人その他の団体は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。
[第8条から第25条まで省略]

(地域住民及び地域コミュニティの役割)
第26条 地域住民(一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。)は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てるよう努めるものとします。
2 地域住民は、地域コミュニティ(地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。)が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。
3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとします。
[第27条以下省略]

事前にお問い合わせした質問事項について

(1) 事業活動の意義について

- ① 事業を行い、利益を得ることの社会的意義について、どのように考えていますか。(雇用の保持・拡大、経済・地域活性化、税収増など)

(2) 地域社会との関係について

- ① 事業活動とは別に行っている公益的活動は、どのようなものがありますか。また、CSR(企業の社会的責任)や“事業者と地域社会の望ましい関係”について、どのように考えますか。
- ② 事業活動は、社会的意義もあると思いますが、時にはマンション建設など地域住民等との対立(権利の衝突)が起きることもあります。これについて、どのように考えますか。

(3) 事業者の権利、責務などについて

- ① 事業者の「権利」と「責務」と言ったときに、どのような内容をイメージされますか。
- ② 事業者にとって“より良いさいたま市”とはどのようにイメージされますか。また、その実現のために必要なこと(事業者の役割・行動、行政・議会・地域社会との関係・協働など)について、どのように考えますか。

(4) 事業者の立場から、さいたま市の行政、議会に対して感じること。

- ① “事業者と行政の望ましい関係”について、どのように考えますか。また、事業を行っていて、市政(市長、市職員)や区政に対して、普段感じていることや期待すること、特に注意してほしいことは何でしょうか。
- ② 事業者として、政策形成に参画することの意義について、どのように考えますか。また、行政・議会側からの情報提供について、どのように感じていますか。
- ③ 行政にも「経営感覚」が必要という話を聞きますが、行政の「経営」について、どのように考えますか。
- ④ 事業を行っていて、議会や議員に対して、普段感じていることや期待することは何でしょうか。また、議会では、議会基本条例を制定し、議会改革(開かれた議会など)に取り組んでいますが、これについて、どのように考えますか。

(5) 自治基本条例に望むこと。

- ① さいたま市の自治基本条例に望むこと、取り入れてほしい内容について、ご意見等をお願いします。



自治基本条例

No.1

又々といっしょに考えよう

H22.9

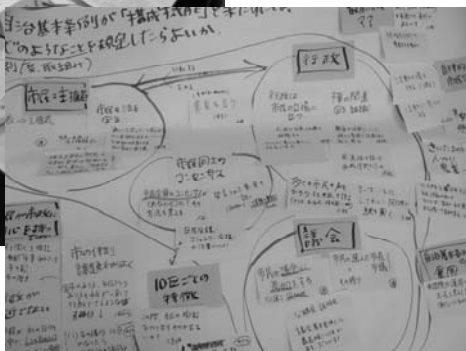
さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

はじめた みんなで作る自治基本条例

さいたま市では、平成 23 年度末までの制定を目指し、「さいたま市自治基本条例検討委員会」において、「(仮称)さいたま市自治基本条例」の検討を行っています。委員会では、検討にあたり、市民のみなさん、議会、行政などと意見交換していきたいと考えています。



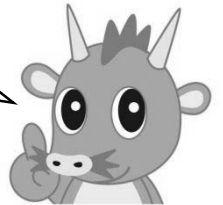
検討委員会の風景



検討内容

自治基本条例って なあに？

まちづくりの理念
や基本ルールを定め
たもの



「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えます。そして、そのまちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものが自治基本条例です。

なぜ自治基本条例が
必要なの？



さいたま市ではこれまでもたくさんの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきました。

しかし、時代とともにさいたま市の課題も多様化し、これらの解決のためには、より多くの市民の参加のもと、さいたま市の特性を活かしながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうした中で、今一度、まちづくりを進める際のよりどころとなる考え方や基本的なルールを誰が見てもわかりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのため、自治基本条例という形ではっきりと定めることが必要なのです。



さいたま市自治基本条例 検討委員会の紹介

さいたま市自治基本条例検討委員会は、公募で選ばれた市民12名、関係団体（自治会、NPO、商工会議所）の代表者4名、学識者4名の計20名で構成しており、今年の春から活動をスタートしています。

具体的な活動は、自治基本条例に盛り込む内容を検討し、条例素案を作成することですが、それ以外にも自治基本条例に関する広報活動などを行っています。

春から8月末までは月2回検討委員会を開き、自治基本条例についての知識を深めるとともに、条例のコンセプト（基本的な考え方）について検討を行ってきました。

現在はこのコンセプトに基づいて、「市民」「議会・行政」と2つのテーマ部会に分かれ、それぞれの角度から条例の内容について検討を深めています。

また、今年5月から7月にかけて、市長が各区で行ったタウンミーティングで頂いた意見や、今後自治基本条例に関するフォーラム等で頂く意見等を参考にしながら、条例素案を作っていきます。

「自治基本条例」は市民のみなさんのものですので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

※頂いた意見は検討委員会で参考といたします。

個々に返答は致しませんのでご了承ください。

条例づくりのスケジュール

(主なスケジュール)

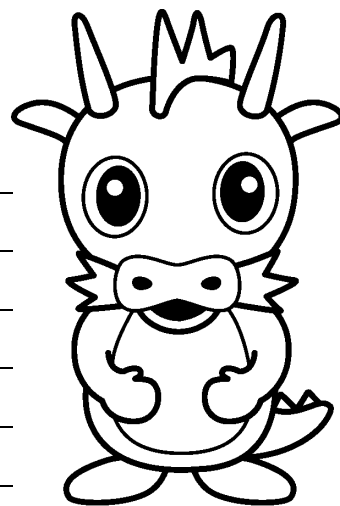
平成21年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成22年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成23年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・市長が条例案を議会に提出
平成24年度	・条例施行予定

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会
事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課
所在地 〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6-4-4
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985
E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

意見募集 ※FAX、メールにより事務局まで提出して下さい。

「さいたま市の魅力は何だと思いませんか」

(このテーマについては、平成22年11月末まで意見募集します)



又ウのぬり絵

さいたま市の好きな
ところを教えてね。

◆ホームページでも意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。
◆さいたま市ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/>) → 『自治基本条例』

さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

※H22. 8. 30 検討委員会で合意

1. 自治基本条例制定により目指すもの

(目的)

- 「市民自治」の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

(期待する効果)

- さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。
- 「市民自治」の確立のために、市民、議会、行政など各主体の意識の向上を促し、より良い関係のもと、自治が変わることを期待する。

2. そのために条例で何を定めるのか

- 地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。
- 自治の視点から区及びコミュニティの役割を明確に定めるものとする。
- 自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めるものとする。

3. 制定に当たっての留意点（条例の性格）

- 市民のための自治を謳うものであることから、分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるものとする。
- 「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。